

官報

平成二十二年十一月二十六日

○第百七十六回 衆議院會議録 第十二号

平成二十二年十一月二十六日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外二
件両院協議会協議委員の選挙

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別
措置法の一部を改正する法律案(城島光力君
外十名提出)

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議
案(川端達夫君外十四名提出)

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に
関する決議案(川端達夫君外十三名提出)

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外二
件両院協議会協議委員議長の報告

午後七時三十三分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 本日、參議院から、平成二
十二年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十二
年度特別会計補正予算(特第1号)、平成二十二
年度政府関係機関補正予算(機第1号)はいずれも否
決した旨の通知を受領するとともに、返付を受け
ました。よって、国会法第八十五条第一項によ
り、本院は、平成二十二年度一般会計補正予算
(第1号)外二案について両院協議会を求めなけれ
ばなりません。

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外
二件両院協議会協議委員の選挙

○議長(横路孝弘君) つきましては、これより両
院協議会協議委員の選挙を行います。

○小宮山泰子君 両院協議会協議委員の選挙は、
その手続を省略して、議長において直ちに指名さ
れることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、協議委員は議長において指名することに
決まりました。

直ちに指名いたします。

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外二
件両院協議会協議委員

中井 治君 中川 正春君

川内 博史君 武正 公一君

小林 興起君 岡島 一正君

城井 崇君 高山 智司君

阿部 知子さん 下地 幹郎君

ただいま指名いたしました協議委員の諸君は、
本會議休後直ちに議長応接室に御参集の上、協
議委員議長、副議長各一名を互選されることを望
みます。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提
出したします。

城島光力君外十名提出、原子力発電施設等立地
地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する
法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審
議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特
別措置法の一部を改正する法律案(城島光
力君外十名提出)

○議長(横路孝弘君) 原子力発電施設等立地地域
の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長田中
けいしゅう君。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別
措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔田中けいしゅう君登壇〕

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました
法律案につきまして、経済産業委員会における審
査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

本案は、原子力発電施設等の周辺地域につい
て、生活環境、産業基盤等の整備に関する特別措
置を講ずる法律の期限を十年延長して、平成三十
三年三月三十一日と変更するものであります。

本案は、平成二十二年十一月二十五日本委員会
に付託され、本日、提出者近藤洋介君から提案理

平成二十二年十一月二十六日 衆議院會議録第十二号

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外二
件特別措置法の一部を改正する法律案

由を聴取した後、質疑を行いました。質疑終局後、内閣の意見を聴取し、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

川端達夫君外十四名提出、北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案(川端達夫君外十四名提出)

○議長(横路孝弘君) 北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。松野頼久君。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔松野頼久君登壇〕

○松野頼久君 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合、みんなの党、国民新党・新党日本、たちあがれ日本、国益と国民の生活を守る会を代表いたします。たゞいま議題となりました北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案

北朝鮮は十一月二十三日、突如として韓国の島・大延坪島及びその周辺海域に向け、約百七十発もの砲撃を行った。その被害は、韓国軍の

基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようとも、一般住民を巻き込む武力による挑発行為は、決して許されない。

今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、本院は、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならず、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、国際社会としても看過できない挑発行為である。

本院は、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題の早期全面解決も強く求める。

よって政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に對し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を高めるため、韓国及び米国を始めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすべきである。

右決議する。
以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)
この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣菅直人君。

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) ただいまの御決議に對して、所信を申し述べます。

今回の北朝鮮による砲撃は許しがたい暴挙であり、我が国は北朝鮮の行為を強く非難する旨表明いたしました。また、私は、一昨日、李明博大統領と電話会談を行い、韓国政府の立場への強い支持を伝えました。

政府といたしましては、たゞいまの御決議の趣旨を十分に体しまして、引き続き情報収集に努めるとともに、国連安保理での対応を含め、韓国及び米国を初めとする関係国と連携しながらしっかりと対応していくとともに、拉致被害者の解放のため全力を挙げる決意であります。

以上です。(拍手)

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

川端達夫君外十三名提出、二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案(川端達夫君外十三名提出)

○議長(横路孝弘君) 二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。逢沢一郎君。

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決

議案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合、みんなの党、国民新党・新党日本、たちあがれ日本及び国益と国民の生活を守る会を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案

我が国において、ワールドカップサッカー大会を再び開催することは、国際親善とスポーツの振興にとって極めて意義深いものである。

衆議院は、来る二〇二二年ワールドカップサッカー大会の開催を我が国に招致することを強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

以上であります。

ワールドカップサッカー大会は、我が国において、二〇〇二年に日本と韓国による二カ国共同大会としてアジアで初めて開催されました。

ワールドカップサッカー大会は、世界の国々の人たちと感動を分かち合い、相互理解を深めることで、国際親善に寄与するとともに、スポーツの振興に大きな役割を果たすものであります。

また、数多くの外国人が訪日し、我が国の豊かな観光資源や文化を初めとするさまざまな魅力を

アピールするよい機会となり、競技会場となる地域においては、住民の連帯感を生み出し、地域の活性化や振興につながることを期待されます。

二〇二二年ワールドカップサッカー大会の開催国は、本年十二月二日に開催される国際サッカー連盟理事会において決定されます。二〇二二年ワールドカップサッカー大会が我が国において開催されるよう国を挙げて強力に招致活動を推進するとともに、政府、地方自治体、民間が一体となつて万全の受け入れ態勢を確立すべきであります。

以上が、本決議案を提案する趣旨であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣菅直人君。

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

我が国において二〇二二年ワールドカップサッ

カー大会が開催されますことは、国際親善とスポーツの振興にとつてまことに有意義であります。

政府といたしましては、ただいまの御決議の趣旨を十分に体しまして、招致活動及び準備態勢の整備に最善の努力を払つてまいります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) この際、暫時休憩いたします。

午後七時四十八分休憩

午後十時二分開議

○議長(横路孝弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外

二件両院協議会協議委員議長の報告

○議長(横路孝弘君) 平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。中井治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中井治君登壇〕

○中井治君 平成二十二年一般會計補正予算(第一号)外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のように、平成二十二年一般會計補正予算(第一号)外二件は、去る十一月十六日衆議院において原案のとおり可決されましたが、本日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなりました。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には中川正春君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしました。くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から、本補正予算の経済対策としての有効性等について意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかったものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君)

ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、平成二十二年一般會計補正予算(第一号)外二案につきまして、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

○議長(横路孝弘君)

今日は、これにて散会いたします。

午後十時五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	菅 直人君
総務大臣	片山 善博君
法務大臣	仙谷 由人君
外務大臣	前原 誠司君
財務大臣	野田 佳彦君
文部科学大臣	高木 義明君
厚生労働大臣	細川 律夫君
農林水産大臣	鹿野 道彦君
経済産業大臣	大畠 章宏君
国土交通大臣	馬淵 澄夫君
環境大臣	松本 龍君
防衛大臣	北澤 俊美君
國務大臣	岡崎トミ子君

○議長(横路孝弘君)の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石井 章君	石原洋三郎君
逢坂 誠二君	松岡 広隆君
中後 淳君	川越 孝洋君
橘 慶一郎君	柴山 昌彦君
松岡 広隆君	逢坂 誠二君
石原洋三郎君	石井 章君
川越 孝洋君	中後 淳君
柴山 昌彦君	橘 慶一郎君

予算委員

辞任

補欠

早川久美子君	中野渡詔子君
福田 昭夫君	北神 圭朗君
渡部 恒三君	山井 和則君
馳 浩君	小野寺五典君
遠山 清彦君	竹内 譲君
下地 幹郎君	田中 康夫君

議院運営委員

辞任

補欠

奥野総一郎君	森本 和義君
小室 寿明君	阿知波吉信君
橘 慶一郎君	小里 泰弘君
阿知波吉信君	小室 寿明君
森本 和義君	奥野総一郎君
小里 泰弘君	橘 慶一郎君

(議案提出)

一、昨二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(城島光力君外十名提出)

(議案付託)

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(城島光力君外十名提出、衆法第一四号)

経済産業委員会 付託

環境委員会 付託

二、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に
関する法律案（古屋圭司君外四名提出）

裁判所法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（城島光力君外十名提出）

二、昨二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

裁判所法の一部を改正する法律案

二、昨二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査)

案 展覧会における美術品損害の補償に関する法律

放送法等の一部を改正する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の
一部を改正する法律案

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書（木村太郎君提出）

民主党政權の政治主導に関する質問主意書（木村太郎君提出）

防衛省が出した事務次官通達に関する質問主意書（馳浩君提出）

菅内閣における内閣官房報償費（機密費）の使用等に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）

北方領土問題の解決に向けた内閣府副大臣の発言に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

検察の在り方検討会議並びに検察庁改革等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特

別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

城島 光力

近藤 洋介

細田 博之

高木
毅

齊藤
鉄夫

下地
幹郎

松宮 勲

鷲尾英一郎

吉野 正芳

梶山 弘志

江田 康幸

川端 達夫外四十九名

原子力発電施設等立地地域の振興に関する

特別措置法の一部を改正する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条本文中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条ただ

平成三十三年三月三十一日

一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第百四十八号)第三條第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関するもの。

二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。

三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る
関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条の二中「平成二十三年三月二十一日」を「平成三十三年三月二十一日」に改める。

原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十八億円の見込みである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(城島光力君外十名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずる法律の有効期限を十年間延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 本法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

本案は、原子力発電施設等の周辺地域の振興を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十三年度約十八億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣

を代表して海江田国務大臣より、「政府としては、特に異存はない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成二十二年十一月二十六日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十六日

提出者

川端 達夫	松野 頼久
山井 和則	高山 智司
村井 宗明	三谷 光男
横山 北斗	菅 義偉
高木 毅	遠藤 乙彦
服部 良一	山内 康一
下地 幹郎	園田 博之
小泉 龍司	
賛成者	
鉢呂 吉雄外三十二名	

北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議

北朝鮮は十一月二十三日、突如として韓国の

島・大延坪島及びその周辺海域に向け、約百七十発もの砲撃を行った。その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようとも、一般住民を巻き込む武力による挑発行為は、決して許されない。

今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、本院は、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならず、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、国際社会としても看過できない挑発行為である。

本院は、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題の早期全面解決も強く求める。

よって政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を高めるため、韓国及び米

力尽くすべきである。

右決議する。

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十六日

提出者

川端 達夫	榊床 伸二
奥村 展三	逢沢 一郎
遠藤 利明	高木 毅
池坊 保子	富田 茂之
穀田 恵二	照屋 寛徳
山内 康一	下地 幹郎
園田 博之	城内 実
賛成者	
網屋 信介外八十六名	

二〇二二年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議

我が国において、ワールドカップサッカー大会を再び開催することは、国際親善とスポーツの振興にとって極めて意義深いものである。

衆議院は、来る二〇二二年ワールドカップサッカー大会の開催を我が国に招致することを強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

報 告 書

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成二十二年十一月二十六日

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

報 告 書

平成二十二年特別会計補正予算(特第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成二十二年十一月二十六日

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

報 告 書

平成二十二年政府関係機関補正予算(機第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成二十二年十一月二十六日

平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 中井 治

衆議院議長 横路 孝弘殿

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二五円 一〇円